

令和３年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について

県では、障がいのある人及び障がいのある児童の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条・児童福祉法第33条の22に基づき、現在令和３年度から令和５年度までを計画期間とする「福岡県障がい者福祉計画（第５期）・福岡県障がい児福祉計画（第２期）」を策定しているところです。よって令和３年度においては、前計画（令和２年度）の目標値を参考に、主として施設入所者の地域生活への移行、一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備及び障がい児支援の提供体制の整備等を行うこととしています。また、障がい者（児）施設については、令和２年度までの区域ごと・サービス区分ごとの必要見込量をもとに整備を行っているところです。

令和３年度は、前計画及び厚生労働省が示す指針（「令和２年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和２年３月30日社援発0327第８号））の趣旨を十分に踏まえ、以下の方針に基づき整備対象施設の選定を行います。

１ 障がい者施設の整備について

（１）日中活動系サービスに係る整備

- ・ 障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるなど、地域における生活の維持・継続が図られるようにするため、日中活動系サービス（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所）の整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。

ア 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

イ 就労継続支援事業所

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

ウ 生活介護事業所

常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

エ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

（２）共同生活援助（グループホーム）に係る整備

- ・ 福祉施設入所等から地域生活への移行を進めていくための居住の場として共同生活援助（グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業所。）に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。
- ・ 特に、重度障がい者及び長期入院精神障がい者の住まいを確保するための整備については、優先的に検討する。

（３）防災・減災に係る施設整備

- ・ （１）及び（２）に掲げるもののほか、老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化整備、消防用設備の設置等の整備を、必要性・緊急性を勘案して行う。
- ・ 特に、安全性に問題のあるブロック塀等の改修、災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備については、優先的に検討する。
- ・ 老朽化した入所施設の改築・大規模修繕にあたっては、入所定員の減に可能な限り取り組むこととし、定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとする。
- ・ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修を行うものについて、優先的に検討する。

２ 障がい児施設の整備について

（１）障がい児通所支援に係る整備

- ・ 障がいのある児童及びその家族を身近な場所で支援する体制を確保するため、障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。
- ・ 特に、重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように障がい児通所支援の充実を図るものについては、優先的に検討する。

ア 児童発達支援事業所

障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行う。

イ 医療型児童発達支援事業所

障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導、訓練及び治療を行う。

ウ 放課後等デイサービス事業所

学校に通学中の障がいのある児童に対して、生活能力向上のための訓練

等を行うとともに、放課後等の居場所を提供する。

(2) 障がい児入所支援に係る整備

- ・ 居宅での生活が困難な障がいのある児童に対する療育等を行う場を確保し、障がいのある児童の地域生活を支えるため、福祉型児童入所支援に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。
- ・ 新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童に対する適切な療養・療育環境を確保する上でも重要な医療型児童入所支援施設の整備については、優先的に検討する。

ア 福祉型児童入所支援施設

入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

イ 医療型児童入所支援施設

主として重症心身障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

(3) 防災・減災に係る施設整備

- ・ (1) 及び (2) に掲げるもののほか、老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化整備、消防用設備の設置等の整備を、必要性・緊急性を勘案して行う。
- ・ 特に、安全性に問題のあるブロック塀等の改修、災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備、災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備については、優先的に検討する。
- ・ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修を行うものについて、優先的に検討する。

3 地域生活支援拠点の整備について

- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた観点から、障がい者（児）の地域生活を支援する体制の整備が急務とされており、基幹的相談支援センター、障がい者支援施設、グループホーム等の事業所整備のうち、以下のような機能を備えるものについて、国の方針等を踏まえながら整備を検討する。
 - ① 地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供を図るもの
 - ② ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保を図るもの
 - ③ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの